謝金規程

講師側に基準があり、その額を支払う場合

（総 則）

第１条　この規程は、特定非営利活動法人○○○○○（以下「法人」という）の活動に際し、研修事業、セミナー事業、イベント等で講師、講義等を行う講師に対する講師料、その他謝金についての基準を定めることを目的とする。

（謝金の対象となるもの）

第２条　諸謝金の対象となるのは、次のものとする。

(1)講座

(2)研修会

(3) シンポジウム、パネルディスカッション

(4) 講演会

(5)座談会

(6)原稿執筆

(7) その他本会理事会が認めるもの

（謝金の単価）

第３条　謝金の単価は、招聘する相手方の基準によるものとし、その金額と基準が記載されている文書を相手側より挙証資料として入手し、これに基づいて支払うものとする。

２　前項のような基準が相手方にない場合は、相手方の了解を得たうえで下記のとおりとする。

【講座、研修会】

２時間以内を１単位とし、○○○○円とする。

【シンポジウム、パネルディスカッション】

２時間以内を１単位とし、○○○○円とする。

ただし、ファシリテーター、コーディネーター等については、○○○○円とする。

【講演会】

２時間以内を１単位とし、○○○○円とする。

【座談会】

２時間以内を１単位とし、○○○○円とする

【原稿執筆】

原稿の文字数を400字詰に換算して、400 字詰当たり○○○○円とする。なお、400字未満の端数が生じたときは、400字に切り上げて処理するものとする。また、校正加筆については、○○○○円とする。

　３　第1項の場合において、支払いの総額が○○万円を越える場合は、理事会の承認を要することとする。

(講師の旅費)

第４条　講師の旅費は、謝金に含まれるものとする。ただし、必要に応じて最も合理的な順路によって要する交通費の実費を支払うことができることとする。

(委任)

第５条　この規程に定めるほか、必要なことは理事会の決議を経て、別に定める。

(改廃)

第６条　この規程を改変するときは、理事会の承認を得なければならない。

附則

１．この規程は、令和○年○月○日より適用する。